

議第10号

鶴岡市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正について

鶴岡市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月24日提出

鶴岡市教育委員会教育長 難波 信昭

鶴岡市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

鶴岡市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成17年鶴岡市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「鶴岡市教育委員会」の次に「（以下「教育委員会」という。）」を加え、同項第11号を次のように改める。

(11) 附属機関の委員を委嘱し、又は任命すること。

第1条第1項に次の1号を加える。

(17) 不服申立てに関すること。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

議第 1 1 号

鶴岡市教育委員会事務決裁規程の一部改正について

鶴岡市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 2 8 年 3 月 2 4 日提出

鶴岡市教育委員会教育長 難 波 信 昭

鶴岡市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

鶴岡市教育委員会事務決裁規程（平成 1 7 年鶴岡市教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「除くほか、」の次に「鶴岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び」を加える。

第 2 条第 1 号中「教育長及び」を「教育委員会、教育長及び」に改め、同条第 2 号中「教育長」を「教育委員会又は教育長」に改める。

第 3 条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（専決事務）」を付し、同条を次のように改める。

第 3 条 教育長の専決できる事務（以下「教育長専決事務」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（県費負担教職員を除く。以下「教育委員会所属職員」という。）の昇給に関すること。
- (2) 教育委員会所属職員の分限（免職を除く。）に関すること。
- (3) 教育委員会所属職員の育児休業の承認等に関すること。
- (4) 臨時的任用職員及び非常勤職員の任免に関すること。

第 4 条の見出しを削る。

第 1 3 条を第 1 4 条とし、第 1 2 条を第 1 3 条とし、第 1 1 条を第 1 2 条とする。

第 1 0 条中「第 8 条」を「第 9 条」に改め、同条を第 1 1 条とし、第 9 条を第 1 0 条とし、第 8 条を第 9 条とし、第 7 条を第 8 条とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

(教育長の事務及び教育長専決事務の代決)

第7条 教育長の決裁を受けるべき事務又は教育長専決事務について、教育長が不在のときは、教育部長がその事務を代決する。

2 前項の規定によって代決を得ることができないときは、その事務を所掌する参事が代決する。

3 前2項の規定によっても代決を得ることができないときは、主管課長等がその事務を代決する。

4 前3項により代決した事務で事後閲覧(以下「後閲」という。)を要すると認められるものは、速やかにこれを受けなければならない。

別表第1第2号の表任免の項を削り、同表中

「

育児休業、育児短時間勤務、部分休業			課長補佐以下	
その他の承認	課長補佐以下		参事、課長	

を

「

その他の承認	課長補佐以下		参事、課長	
--------	--------	--	-------	--

に改

め、同表給料定期昇給の項及び扶養手当・通勤手当その他の手当の認定の項を削る。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

議第12号

鶴岡市立小学校・中学校管理規則の一部改正について

鶴岡市立小学校・中学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月24日提出

鶴岡市教育委員会教育長 難波 信昭

鶴岡市立小学校・中学校管理規則の一部を改正する規則

鶴岡市立小学校・中学校管理規則（平成17年鶴岡市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第14条中「、係長、業務名を冠する専門員、専門員、主任」を「、主任主事、副主任」に改める。

第15条中第9号を第11号とし、第4号から第8号までを2号ずつ繰り下げ、第3号中「、係長、業務名を冠する専門員、専門員及び主任」を削り、同号の次に次の2号を加える。

（4）主任主事は、上司の命を受け、高度の知識経験を必要とする事務に従事する。

（5）副主任は、上司の命を受け、担当事務に従事する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

議第13号

鶴岡市丸岡城跡史跡公園条例施行規則の制定について

鶴岡市丸岡城跡史跡公園条例施行規則を次のように定める。

平成28年3月24日提出

鶴岡市教育委員会教育長 難波 信 昭

鶴岡市丸岡城跡史跡公園条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、鶴岡市丸岡城跡史跡公園設置及び管理条例（平成27年鶴岡市条例第39号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可申請書)

**第2条** 条例第7条第2項の申請書は、鶴岡市丸岡城跡史跡公園使用許可申請書（様式第1号）とする。

2 条例第7条第3項の申請書は、鶴岡市丸岡城跡史跡公園使用変更許可申請書（様式第2号）とする。

3 前2項の申請書には、その申請に係る事項が他の法令の規定による許可を必要とするときは、その許可を受けたことを証する書面の写しを添付しなければならない。

(許可書)

**第3条** 教育委員会は、条例第7条第1項の規定により許可をしたときは、鶴岡市丸岡城跡史跡公園使用許可書（様式第3号）を交付する。

2 教育委員会は、条例第7条第3項の規定により許可をしたときは、鶴岡市丸岡城跡史跡公園使用変更許可書（様式第4号）を交付する。

(使用料の減免の申請)

**第4条** 条例第11条第3項により使用料の全部又は一部の免除を受けようとする者は、鶴岡市丸岡城跡史跡公園使用料免除申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号

(第2条関係)

鶴岡市丸岡城跡史跡公園使用許可申請書

鶴岡市丸岡城跡史跡公園設置及び管理条例第7条第1項の規定により、史跡公園の使用の許可を申請します。

年 月 日

申請者氏名 ⑩

鶴岡市教育委員会 様

1 使用者住所氏名等	連絡先 ( )
2 使用の目的	
3 使用の期間	自 年 月 日 至 年 月 日
4 使用の場所及び使用面積	
5 添付書類	
6 その他	
(備考) 申請者が法人である場合においては、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。	

様式第2号

(第2条関係)

鶴岡市丸岡城跡史跡公園使用変更許可申請書

鶴岡市丸岡城跡史跡公園設置及び管理条例第7条第3項の規定により、許可を受けた事項の変更の許可を申請します。

年 月 日

申請者氏名 ⑩

鶴岡市教育委員会 様

1 使用者住所氏名	
2 許可番号	第 号
3 許可年月日	年 月 日
4 変更の理由	
5 変更事項	
6 その他	

(備考)

申請者が法人である場合においては、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第3号

(第3条関係)

鶴岡市丸岡城跡史跡公園使用許可書

鶴岡市丸岡城跡史跡公園の使用については、下記の条件を付して許可する。	
許可番号 第	号
許可年月日	年 月 日
鶴岡市教育委員会 教育長 <span style="float: right;">㊟</span>	
1 使用者住所氏名	
2 使用の目的	
3 使用の期間	自 年 月 日 至 年 月 日
4 使用の場所及び使用面積	
5 添付書類	
6 その他	
7 条件	



様式第4号

(第3条関係)

鶴岡市丸岡城跡史跡公園使用変更許可書

<p>鶴岡市丸岡城跡史跡公園の使用許可に係る事項の変更については、下記の条件を付して許可する。</p> <p>許可番号 第 _____ 号 許可年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>鶴岡市教育委員会 教育長 <span style="float: right;">Ⓜ</span></p>	
1 使用者住所氏名	
2 許可番号	第 _____ 号
3 許可年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
4 変更の理由	
5 変更事項	
6 その他	
7 条件	

様式第5号

(第4条関係)

鶴岡市丸岡城跡史跡公園使用料免除申請書

<p>鶴岡市丸岡城跡史跡公園設置及び管理条例第11条第3項の規定により 使用料の 免除 を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>申請者 氏 名 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p>鶴岡市長 様</p>	
1 使用 者 住 所 氏 名	
2 使 用 料 の 金 額	
3 使 用 料 免 除 申 請 理 由	
4 使 用 料 免 除 申 請 額	
5 添 付 書 類	
6 そ の 他	
<p>(備考) 申請者が法人である場合においては、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。</p>	